三十				
三十一	［略］			
三十二	積算熱量計を製造する事業	［略］	一　［略］ 二　次のいずれかの設備 イ　基準はかり又は基準分銅 ロ　基準水道メーター ハ・ニ　［略］ 三　［略］	
三十三～四十一	［略］	［略］	［略］	
四十二	自動はかりのうち、ホッパースケールを製造する事業	［略］	ホッパースケール	基準分銅
四十三	自動はかりのうち、充塡用自動はかりを製造する事業		充塡用自動はかり	
四十四	自動はかりのうち、コンベヤスケールを製造する事業		コンベヤスケール	
四十五	自動はかりのうち、自動捕捉式はかりを製造する事業		自動捕捉式はかり	
四十六	自動はかりを製造する事業のうち、前四号に掲げるもの以外のものを製造する事業		その他の自動はかり	

別表第四（第三十八条、第四十条、第四十一条、第四十二条、第四十三条、第四十四条の二関係）

事業の区分	特定計量器その他の器具、機械又は装置	数量	計量士
一　［略］	［略］	［略］	［略］
二　質量	イ　［略］ ロ　令第二条第二号ハに掲げる分銅	［略］ ［略］	
三～八　［略］	［略］	［略］	［略］

三十				
三十一	［略］			
三十二	積算熱量計を製造する事業	［略］	一　［略］ 二　次に掲げるイ、ロ又はハの設備 イ　基準はかり ［新設］ ロ・ハ　［略］ 三　［略］	
三十三～四十一	［新設］	［略］ ［新設］	［略］ ［新設］	［略］ ［新設］

別表第四（第三十八条、第四十条、第四十一条、第四十二条、第四十三条、第四十四条の二関係）

事業の区分	特定計量器その他の器具、機械又は装置	数量	計量士
一　［略］	［略］	［略］	［略］
二　質量	イ　［略］ ロ　令第二条第二号ロに掲げる分銅	［略］ ［略］	
三～八　［略］	［略］	［略］	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。